

三重県公共工事共通仕様書(平成14年7月版)正誤表

ページ	行	誤	正
1-4	17	(2)・(5)～(9)	(3)・(5)・(8)～(13)
1-11	12	なお、リサイクル法及び三重県建設副産物処理基準に定める搬入資材及び搬入規模は下表のとおりである。	なお、提出する対象は、搬入量に係わらず、請負額が500万円以上の工事とする。 下表は削除
	21	なお、リサイクル法及び三重県建設副産物に定める指定副産物及び排出規模は下表のとおりである。	なお、提出する対象は、搬出量に係わらず、請負額が500万円以上の工事とする。 下表は削除
1-32	18	請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整備し、事前に監督員に提出し、検査(確認を含む)を受けなければならない。
1-74	下から4行目	(JIS K 5633 (JIS K 5564 (JIS K 5564	(JIS K 5633 (JIS K 5664 (JIS K 5664
1-75	下から4行目	(JIS K 5564 (JIS K 5564 (JIS K 5564 (JIS K 5564	(JIS K 5664 (JIS K 5664 (JIS K 5664 (JIS K 5664
1-81	8	つぶ V	つぶ μm
1-144	最後	請負者は、小規模工事 (合材料100t以下をいう)	請負者は、小規模工事 (合材量100t以下をいう)
2-1	5	第7節地盤改良工、第9節	第10節地盤改良工、第12節
2-15	3	第3章第10節仮設工	第3章第13節仮設工
2-17	4	第3章第10節仮設工	第3章第13節仮設工
2-27	4	第3章第8節	第3章第11節
	5	第3章第10節仮設工	第3章第13節仮設工
2-51	3	第3章第10節仮設工	第3章第13節仮設工
2-55	4	第3章第10節仮設工	第3章第13節仮設工
2-64	13	第3章第6節	第3章第9節
2-68	3	第3章第10節仮設工	第3章第13節仮設工
3-1	8	第9節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第10節	第12節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第13節
3-5	22	第1編 3-6-6	第1編 3-9-6
	27	第1編 3-6-5	第1編 3-9-5
3-7	3	第1編 3-6-5	第1編 3-9-5
3-9	18	第1編 3-6-4	第1編 3-9-4
	20	第1編 3-6-5	第1編 3-9-5
	23	第1編 3-6-6	第1編 3-9-6
	26	第1編 3-6-7	第1編 3-9-7
3-17	5	第10節	第13節
3-19	5	第10節	第13節

ページ	行	誤	正
3-21	5	第10節	第13節
3-23	下から7行目	第1章	第2章
4-1	7	第8節	第11節
	9	第10節	第13節
4-4	24	第1編 6-1-2	第1編 6-2-2
4-8	17	第6章	第6編
	19	第6章	第6編
4-9	7	第10節	第13節
4-12	7	第10節	第13節
4-13	24	第1編 3-3-9筋工	第4章 第3節筋工
	26	第1編 3-3-10伏工	第4章 第4節伏工
	28	第1編 3-3-11柵工	第4章 第5節柵工
4-14	下から5行目	第1編3-10-5	第1編3-13-5
	下から3行目	第1編3-10-6	第1編3-13-6
6-1	6	第9節構造物撤去工	第12節構造物撤去工
6-2	下から18行目	第1編6-1-5	第1編6-1-4
6-4	5	規制杭工	既製杭工
6-5	3	第5項	第7項
6-11	下から2行目	一般事項塗料	塗料一般事項
6-17	4	第1編3-6-4	第1編3-9-4
6-23	11	第1編3-6-2	第1編3-9-2
6-31	6	第1編3-10-5	第1編3-13-5
6-34	6	2-4-3	2-4-4
6-36	下から4行目	第1編6-1-4	第1編6-1-3
	下から2行目	第1編6-1-4	第1編6-1-3
6-37	6	第1編6-1-4	第1編6-1-3
	12	第1編6-1-5	第1編6-1-4
6-60	下から4行目	第1編6-1-5	第1編6-1-4
6-62	11	第1編6-1-5	第1編6-1-4
6-73	最後	遵守なければならない。	遵守しなければならない。
6-84	6	第6編第7節	第6編第6章第7節
6-88	7	第10節	第13節
6-95	5	第6編第5節	第6編第4章第5節

ページ	行	誤	正
6-95	下から2行目	下図に	図9 1に
6-98	6	施工施盤について、	施工地について、
6-99	4	取締工の	縦締工の
	4	第5項(3)～	第4項(3)～
	23	地下横断舗装工を	地下歩道舗装工を
6-105	9	第2項	第4項
	12	4項の規定	5項の規定
	16	第2項	第4項
	18	4項の規定に	5項の規定に
6-109	6	第1章～第12章	第1章～第13章
6-112	10	第6節	第9節
	22	パッチンクの	パッチングの
6-118	16	人力に(スコップ等)	人力(スコップ等)
6-122	21	監督職員に	監督員に
6-125	19	第6編 13-12-2殻等	第6編 14-12-2殻等
6-127	23	第1編1-1-6	第1編1-1-5
6-129	6	方法散布量に	方法、散布量に
6-131	6	第10節	第11節
	8	第1章～第12章	第1章～第13章
6-133	20	1. 負者は、	1. 請負者は、
6-137	下から10行目	第1編 3-6-5	第1編 3-9-5
6-142	9	第6編13-4-3路面切削工及び第6節15-4-8	第6編 16-4-3路面切削工及び第6編16-4-8
	18	第6編15-4-3	第6編 16-4-3
	19	第6編15-6-4	第6編 16-6-4
	27	第6編15-6-13	第6編 16-6-13
6-152	3	第6編 15-7-3	第6編 16-7-3
	5	第6編 15-7-3	第6編 16-7-3
7-1	16	共通編1-2-22	共通編 1-1-22
7-32	19	共通編 6-1-5	共通編 6-1-4
7-33	下から6行目	第4章第5節	第4章第6節
7-39	下から7行目	第18項	第17項
8-2	最後	第1編 第6節	第1編第3章第6節
11-25	下から9行目	「図11-1-1 直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図11-1-2	「表11-1-1 直柱の標準寸法と設計けん引力」、「表11-1-2

ページ	行	誤	正
11-25	下から8行目	「 図 11-1-3 アンカーボルト	「 表 11-1-1 アンカーボルト
25	下から8行目	測定基準 「D:本間の長さ」	測定基準 「D:n本間の長さ」
51	下から3行目	測定項目 「h > 3m」	測定項目 「h < 3m」
82	下から6行目	測定項目 「延長 l」	測定項目 「延長 L」
	下から1行目	測定項目 「延長 l」	測定項目 「延長 L」
94	2	工種 「根固め工」	工種 「根固め ブロック 工」
101	9	測定項目 「軸 部」	測定項目 「 袖 部」
143	8	測定基準 「第1編3-4-7オープンケーソ基礎工」	測定基準 「第1編3-4-7オープンケーソ ン 基礎工」
214	12	管理項目 「岸壁前面に対する出入」 許容範囲 「空 欄 」	管理項目 「岸壁前面に対する出入」 許容範囲 「 +3cm 」
	14	管理項目 「取付間隔」 許容範囲 「 +3cm 」	管理項目 「取付間隔」 許容範囲 「 空 欄 」
217	10	測定方法 「特による」 測定密度 「空 欄 」	測定方法 「特によるを削除」 測定密度 「 特による 」
222	19	規格値 「全数がJIS C 3112 に規定」	規格値 「全数がJIS G 3112 に規定」
223	18	試験基準 「4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする」	試験基準 「4方向から 探傷 し、その 探傷長 は30cm/1方向とする」
229	2	試験基準 「1時間ごとに行う」	試験基準 「1 時間 ごとに行う」
242	4	試験基準 「1ブロック1リフト当り」	試験基準 「1 ブ ロック1リフト当り」
253	10	管理方法 「製造工場の測定結果表」 測定頻度 「搬入時、適	管理方法 「製造工場の測定結果表」 測定頻度 「 空 欄
	12	管理方法 「軽量機により測定」 測定頻度 「空 欄 」	管理方法 「軽量機により測定」 測定頻度 「 搬入時、適宜 」
261		様式・品質5-1 表の右上 「空 欄 」	様式・品質5-1 表の右上 「 単 位 mm 」
447			4.三重県建設副産物処理基準 「平成14年7月改定」を追加
448	23	コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は建設現場から40km以内の範囲内に再生再資源化施設(再生工場)がある場合は、原則として経済性にかかわらず、当該施設に搬入すること。	コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は建設現場から 搬出 する場合は、 再資源化施設へ搬出 すること。
	28	上記、の処理が困難な場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。	建設汚泥については、再生再資源化施設、中間処理施設が40km以内にある場合は原則として、当該施設に搬入するものとし、当該施設のない場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。
	29	建設汚泥、伐採木、伐採根については、再生再資源化施設、中間処理施設が40km以内にある場合は原則として、当該施設に搬入するものとし、当該施設のない場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。	建設工事に伴ない発生した木材(伐木、除根材を含む)を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がない場合、または、以下の(a)及び(b)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減(焼却)することができる。 (a)工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されてない場合

ページ	行	誤	正
448	29		(b)縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
454		別表イ 再生資源 右上中央付近 「記入の必要は有りません」	別表イ 再生資源 右上中央付近 「記入の必要は有りません」を削除
455		別表ロ 再生資源 右上中央の 「記入の必要は有りません」	別表ロ 再生資源 右上中央の 「記入の必要は有りません」を削除
466	10	ふるい目の開き (mm)	通過質量百分率 (%)